

News Release

2017年1月27日

日本ケミファ株式会社
ナガセ医薬品株式会社

オキサリプラチン点滴静注液 50mg/10mL・100mg/20mL・200mg/40mL「ケミファ」 に関する特許侵害差止請求訴訟 勝訴のお知らせ

日本ケミファ株式会社(販売元)とナガセ医薬品株式会社(製造販売元)は、オキサリプラチン点滴静注液 50mg/10mL・100mg/20mL・200mg/40mL「ケミファ」に対し提起されていた特許権侵害差止請求訴訟に関し、1月26日東京地方裁判所において、当該請求を棄却するとの判決がありましたことをお知らせいたします。

本訴訟は、上記製品がデビオファーム・インターナショナル・エス・アー(以下、デビオファーム社)の保有する特許(特許第4430229号)を侵害するとして、デビオファーム社が上記製品の製造販売の差止等を求め、東京地方裁判所に提起したものです。判決では、上記デビオファーム社の特許が無効であるとして、デビオファーム社の請求を棄却いたしました。

本判決により上記製品の製造販売について何ら問題の無いことが示されました。両社はこれまでどおり、オキサリプラチン点滴静注液 50mg/10mL・100mg/20mL・200mg/40mL「ケミファ」の販売を継続し、ジェネリック医薬品の安定供給に努めてまいります。

以上